

一般社団法人R I S E-A 特別会員規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人R I S E-A（以下、「当法人」とする。）の定款第5条に定められた特別会員に対して、必要な事項を定めることを目的とする。

(本規則の範囲)

第2条 本規則は、当法人に特別会員として入会した者が、特別会員として行う一切の行為に適用される。

(特別会員の種類)

第3条 当法人の特別会員は、当法人の目的に賛同して事業活動に参加・援助する法人、団体、個人とする。

2 当法人の特別会員の種類は、次のとおりとする。

(1) 特別会員A：常時使用する従業員 101名以上の企業

(2) 特別会員B：①常時使用する従業員 100名以下の企業

②非営利団体等（独立行政法人、国立研究開発法人、行政機関、国立大学法人、学校法人、一般法人、公益法人、在日公館等の公共団体等。なお法人格が同一でも、学部・部署等の団体として会員となることを妨げない。）

(3) 特別会員C：個人

3 特別会員の種類は、4月1日を基準日として決定され、毎年4月1日、前項の基準に従い、変動がある場合は自動的にその種類が変更される。

(入会)

第4条 当法人の特別会員になるには、当法人所定の様式による申込みを行い、審査等所定の手続を経るものとする。

(入会金・年会費)

第5条 特別会員が納入する入会金・年会費は別表1の通りとする。

2 年会費の対象期間については、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 入会金・年会費は、当法人の指定する口座への銀行振込もしくはクレジットカード決済とし、別途指定する期日までに行うものとする。振込手数料は会員の負担とする。

4 当法人が特別会員から受領した入会金・年会費は、その理由を問わず返金しない。

5 入会金・年会費は、当法人が指定する期日までに一括払いするものとする。

6 一度退会した特別会員が再度入会する場合は、再入会となるため別途入会金が必要となる。

7 第3条に定める特別会員の種類が変更となった場合においても、特別会員は変更によって生じた入会金の差額については支払いを要しないものとし、返金を受けないものとする。また、変更後の年会費については、翌年度から適用されるものとし、特別会員は年度の中途における変更によって生じた年会費の差額については支払いを要しないものとし、返金を受けないものとする。

(中途入会)

第6条 年会費の対象期間の途中に入会した特別会員の種類は、入会日を基準日として決定されるものとする。また、当該特別会員の年会費は、入会日の属する月の翌月から3月までの月数相当分とし、1ヶ月あたり年会費は、別表1に定める通りとする。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間は、第5条または第6条により支払った年会費の対象期間とする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

2 会員資格は、退会の申し出がある場合を除き、毎年4月1日に自動更新される。

(特別会員向けサービス)

第8条 特別会員は、次にあげる事項についてのサービスを享受できる。

- (1) 当法人が主催、共催、協賛等により提供するイベント・プログラムへの参加
- (2) 半導体活用ビジネス拠点の利用

2 前項にあたっては、以下の事項を定める。

- (1) 特別会員及び特別会員に同伴した半導体活用ビジネス拠点（以下、「本拠点」という。）の利用者（以下、「ゲスト」という。）は本規則を遵守するものとする。
- (2) 特別会員はゲストに対して本規則を遵守させるものとする。
- (3) 特別会員の種類、イベント・プログラムごとに利用条件、費用が異なり、また、利用回数、利用時間、利用人数に制限が設けられる場合がある。

3 本条第1項にあたっては、以下の事項を定める。

- (1) 特別会員及びゲストは、別途三井不動産株式会社が定める「半導体活用ビジネス拠点ご利用案内」に従うものとする。なお、半導体活用ビジネス拠点ご利用案内は、三井不動産株式会社の都合により変更される場合がある。
- (2) 特別会員及びゲストは、別途三井不動産株式会社が定める「半導体活用ビジネス拠点利用規約」を遵守するものとする。
- (3) 特別会員はゲストに対して半導体活用ビジネス拠点利用規約を遵守させるものとする。
- (4) 当法人は、特別会員及びゲストが本拠点を利用するにあたり、その利用目的が当法人の目的に合致しないと判断した場合、利用を断ることがある。

(退会)

第9条 特別会員は、所定の手続きを経て退会することができる。但し、1ヶ月以上前に当法人に対し予告するものとする。1ヶ月に満たない予告の場合は、予告のあった日から1ヶ月経過日に退会できる。

(除名)

第10条 特別会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当法人は所定の手続きを経て、何等の催告なしに当該特別会員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合
- (2) 特別会員としての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為があった場合、またはそのような行為を助長するおそれがある場合
- (4) 当法人が開催するイベント・プログラム等又は本拠点において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、他の会員もしくは他の利用者等に不安を覚えさせる行為をした場合、または他の会員の迷惑となる行為をした場合

- (5) 本拠点を故意により毀損した場合
 - (6) 本規則及び半導体活用ビジネス拠点規約に違反し、特別会員に対し当該違反を改めるよう催促したにも関わらず、是正しない場合
 - (7) その他正当な事由がある場合
- 2 当法人が前項または第20条第3項により特別会員を除名した場合、当法人は、当該特別会員に対し当該除名事由に伴って生じた損害の賠償を請求することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失する。

- (1) 第9条退会の規定により退会した場合
 - (2) 第10条除名の規定により除名された場合
 - (3) 特別会員AまたはBが、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
 - (4) 特別会員AまたはBが、解散の決議を行い、もしくは解散命令を受けた場合(合併に伴って解散する場合を除く)
 - (5) 特別会員Cにあっては、死亡もしくは失踪宣告された場合
 - (6) 当法人が解散した場合
 - (7) 当法人が連絡を試みても3ヶ月以上連絡がつかない場合
 - (8) 年会費その他の支払債務を期日から1年間履行しなかった場合
- 2 前項により会員資格を喪失した場合、当該特別会員は第8条に定める特別会員向けサービスを受けることができない。

(変更の届出)

第12条 特別会員は、その氏名もしくは名称、住所、所属及び連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続を行うものとする。

- 2 当法人は、特別会員が前項の変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによつて特別会員に生じた不利益については、一切の責任を負わない。
- 3 当法人は、第1項の変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによつて当法人に生じた不利益については、遡つて請求ができる。

(会員情報の取り扱い)

第13条 当法人は、当法人の保有する特別会員の個人情報を、当法人が別途定める個人情報の利用目的の範囲内で利用する。

- 2 特別会員は、自己が当法人に提供した個人情報が正確であることを保証するものとする。当法人は当該情報が不正確であることによつて特別会員または第三者に生じる損害について一切責任を負わない。

(禁止事項)

第14条 特別会員は、次に定める行為を行ってはならない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡、貸与、または担保等に供すること
 - (2) その他、当法人での活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為
- 2 前項の規定は、特別会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有する。

(損害賠償)

第15条 特別会員またはゲストが、当法人の提供するサービスの利用において故意または過失により、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、当該特別会員はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第16条 次に掲げる事由により特別会員またはゲストが被った損害について、当法人は一切の責任を負わない。

- (1) 当法人が提供するサービス利用に関し定めた遵守事項に違反したことに起因した事由
- (2) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、インターネット接続設備などのITインフラ通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊または故障、偶発事故、その他当法人の責めに帰すことのできない事由
- (3) 他の特別会員、ゲストまたは第三者の故意または過失
- (4) 本拠点の諸造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等

(善管注意義務)

第17条 特別会員及びゲストは、本拠点が会員相互の交流の場であることを踏まえ、本規則および半導体活用ビジネス拠点利用規約に従い、他の会員および第三者に迷惑となる行為をせず、本拠点（諸造作・設備等を含む）を善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

- 2 特別会員及びゲストは、本拠点に私物は放置せず、その管理を自己責任で行うものとする。私物の紛失、盗難、破損、汚れ等損害が生じても当法人に責めに帰すべき事由がない限りは責任を負わない。なお、当法人が残置物と判断した場合は、当法人が残置物を任意に処分・廃棄し、特別会員及びゲストはこれに異議を述べられない。

(遅延損害金)

第18条 特別会員が入会金・年会費およびその他の債務の支払いに関して30日を超えて遅延した場合、当法人は、所定の支払期日の翌日からその支払いが実際に行われた日までの期間について、その日数に応じて、未払額に年利14.6パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を請求することができる。

(本拠点の利用終了)

第19条 天災地変その他当法人および特別会員の責めに帰すべからざる事由により、本拠点の全部または一部が滅失もしくは毀損して本拠点の利用が不可能となったと当法人が判断した場合、本拠点の運営を終了する場合、またはその他当法人が必要と認める場合には、当法人は、理由の如何を問わず、本規則に基づくサービスを終了させることができる。

- 2 前項により特別会員の被った損害について、当法人はその責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 特別会員及びゲストは、当法人に対し次の各号の事項を確約するものとする。

- (1) 特別会員及びゲスト、または特別会員及びゲストが所属する企業および団体で自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれら

に準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員資格を取得するものではないこと。
- 2 特別会員及びゲストは、本拠点を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはならない。また、本拠点が所在する建物および本拠点到反社会的勢力の構成員または関係者を入室させ、またはこれを容認するなど、反社会的勢力に本拠点の全部または一部を占有させてはならない。
- 3 特別会員が、本条第1項または本条第2項に違反した場合、当法人は何等の催告なしに当会員を除名することができる。

(秘密情報)

第21条 本規則において「秘密情報」とは、特別会員自らが秘匿したい情報の全ておよび、特別会員の利用期間中に、特別会員が知り得た当法人または他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。

- 2 本拠点は、不特定多数が利用する施設であり、特別会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。特別会員の秘密情報が漏洩した場合でも、当法人は一切その責任を負わない。
- 3 特別会員は本拠点で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られる情報の中に、秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識することとする。また、特別会員が、本拠点で行われる日常的な交流やイベント・プログラム等を通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他の会員の権利を侵害しないように努めなければならないこととする。
- 4 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを特別会員が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後特別会員の責によらずして公知となった情報
 - (2) 特別会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに特別会員が保有している情報
 - (4) 特別会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 当法人が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

(準拠法及び合意管轄)

第22条 本規則の準拠法は、日本法とする。また、本規則に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(規格外事項)

第23条 本規則に定めのない事項の解釈に疑義を生じたときは、当法人および特別会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとする。

(変更等)

第24条 当法人は、理事会の決議により本規則の内容を変更、追加または削除することがある。

附則

1. 本規則は、令和7年5月27日から施行し、当法人の成立した日から適用する。

以上

【別表1】

特別会員の入会金・年会費は以下の通りとする。

特別会員の種類	入会金	年会費	中途入会の場合の 1ヶ月あたり年会費
(1) 特別会員A	120,000 円	480,000 円	40,000 円
(2) 特別会員B	30,000 円	120,000 円	10,000 円
(3) 特別会員C	3,000 円	12,000 円	1,000 円